

次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会の充実策(骨子案)について

中野区は、「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」を踏まえて、2023年3月に「中野区文化芸術振興基本方針」を策定し、「つながり、ひろがる 創造性あふれるまち なかの」の実現を目指し、5つの取組の柱を明らかにした。この5つの柱の取組を進めるにあたり、特にその中の1つ「子どもの心の豊かさを育み、次世代へと継承する」ために、次世代育成に資する文化・芸術の鑑賞・体験の充実策(骨子案)をまとめたので、報告する。

1 中野区の子どもたちの文化・芸術に関する現状と課題

- (1) 子どもの文化・芸術に関して、区民の需要が高い一方、現在の文化的環境への満足度が低い
 - ・「子どもの文化芸術体験を重要である」は89.1%である一方、「中野区の文化的環境に満足している」は16.1%である(「中野区文化芸術活動に関する実態調査」2020年3月)。
 - ・文化・芸術、子育て・教育に関する事業を対象に実施している「中野区シティプロモーション事業助成」には多くの応募があり、当該助成事業への関心と需要が高まっている。
 - ・同事業助成を受けた取組に参加した区民からは、「継続して実施してほしい」、「さらに拡大して実施してほしい」という声が多い。
 - ・同事業助成を受けた取組において、地域や学校などアウトリーチによる事業展開があると、参加した区民(子どもたち、親など)の満足度が非常に高い。
 - ・プロフェッショナルの文化・芸術に触れた区民(子どもたち、親など)の満足度が高く、また、行動変容につながることもある。
- (2) 子どもが文化・芸術に触れ、体験する機会が少ない
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、多くの事業が中止となるなど、子どもたちが文化・芸術に触れ、体験する機会が減少した。
 - ・文化・芸術活動を継続させ、さらに拡大して区民に提供していくためには、一定規模の施設を確実に確保することや、事業資金の援助などの支援が不可欠である。
- (3) 子どもの文化・芸術活動や発表機会が限られている
 - ・18歳未満の子どもによる区内文化施設(音楽室やリハーサル室)の利用は、全体的に低い。
 - ・若い世代が、自身の文化・芸術活動を発表する機会や場所が少ない。
- (4) 文化・芸術活動における場所が限られている
 - 区有施設は、防音などが整備された場所が少なく、和太鼓をはじめ、大きな音や振動が生じる場合、練習など活動できる場所が非常に限られている。
- (5) 文化・芸術活動に関する情報発信が弱い
 - 「中野区からの文化芸術活動における情報発信を十分だと思わない」は35.7%(2022年中野区区民意識・実態調査)。

2 基本的な考え方

- (1) 子どもたちの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会を増やす
- (2) 主に次世代を担う子どもたちや若者の文化・芸術活動を促進するための環境を整備する
- (3) 中野区における文化・芸術活動や作品の情報発信を強化する

3 取組案

- (1) 子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会となる事業への施設利用料金の減額
子どもの豊かな心の形成に資する文化・芸術の鑑賞・体験機会を提供する事業に対し、ホールなどの文化施設の利用料金を減額することで、プロフェッショナルなどの一流アーティストが実施する事業の促進を図る。

ア 対象

子どもを対象とした一流アーティストなどによる文化・芸術事業

イ 対象施設

なかのZERO大・小ホール、野方区民ホール

ウ 減額の種類

① 審査による減額

事業の内容、将来性、発展性を重視し、審査により利用料金を減額する（想定減額率：50％）。

② 事業実績による減額

実施した事業の実績に応じ、次回利用時の利用料金を減額する。

- (2) 子どもを対象とした文化施設事業の充実

上記（1）において減額となった事業のうち、特に優れた実績を挙げた事業については、なかのZERO指定管理者が実施する区の指定事業に組み込むなど、子どもを対象とした事業の拡充につなげていく。

- (3) 子どもの文化・芸術活動等を活性化するための施設利用料金の減額

子どもの文化・芸術活動や区立・区内私立学校における部活動に対し、ホールなどの文化施設の利用料金を減額することで、活動の活性化を図る。

ア 対象

子どもの文化・芸術活動及び区立・区内私立学校の部活動

イ 対象施設

なかのZERO、野方区民ホール、なかの芸能小劇場

ウ 減額の種類

① 区立・区内私立学校の部活動で利用する場合に対象施設の利用料金を減額する。

② 18歳未満の子どもが音楽、ダンスなどの練習で利用する場合に減額する。ただし、ホール施設については、利用日の3か月前を過ぎた場合のみ減額の対象とする。

- (4) 「(仮称) 子ども文化芸術振興基金」の創設

次世代を担う子どもが文化・芸術に親しみ、自らが文化・芸術を創造する可能性を広げる活動を安定的かつ継続的に支援することを目的として、「(仮称) 子ども文化芸術振興基金」を創設する。

なお、現在のシティプロモーション事業助成は、同基金による事業助成への転換を検討する。

【基金を活用した事業の例】

・子ども・次世代のアーティストの発掘と活躍の場の創出

- ・子どもの興味を広げる機会の創出
 - ・すべての子どもが平等に文化・芸術に触れる機会の創出
- ※全般を通じて、学校への訪問などアウトリーチによる展開を図る。

(5) 情報発信の強化

SNSの積極的な活用とともに、ホームページや広報物の掲載情報を改善し、事業の魅力をわかりやすく伝え、興味を喚起する情報の発信に努めていく。

4 スケジュール（予定）

| | | |
|------|-------|-------------------------------------|
| 令和5年 | 7月～9月 | 文化・芸術関係団体等への意見聴取 |
| | 10月 | 充実策（案）を第3回定例会にて報告 |
| | 12月 | 充実策を第4回定例会にて報告 |
| 令和6年 | 2月 | 「(仮称) 子ども文化芸術振興基金設置条例」の議案提出（第1回定例会） |
| | 7月 | 文化施設利用料金減額の運用開始 |